

川崎市幸区投票管理者等が交替して職務に従事する場合の報酬の額に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）第1条第3項に規定する任命権者が定める額について必要な事項を定めるものとする。

(投票管理者又は投票立会人が交替して職務に従事する場合の報酬の額)

第2条 条例第1条第1項第13号又は第16号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額に当該職員が職務に従事した時間を当該職員が従事する投票所を開いている時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(期日前投票管理者又は期日前投票立会人が交替して職務に従事する場合の報酬の額)

第3条 条例第1条第1項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額に当該職員が職務に従事した時間（従事した時間が11時間30分を超える場合にあっては、11.5）を当該職員が従事する期日前投票所を開いている時間（期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える場合にあっては、11.5）で除して得た数を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第4条 前2条の規定により算出した報酬の額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。